

2026 年 10 月 1 日 全 7 頁

増える高齢富裕層とその地域分布

高齢富裕層はどこにいるのか、その資産は今後どこへ向かうのか

金融調査部 研究員 西野 綾斗

[要約]

- 2026 年 8 月に公表された「令和 6 年全国家計構造調査」の結果によると、世帯の金融資産が 1 億円以上の富裕層は前回の 2019 年調査から増加した。富裕層の 6 割程度を高齢層が占めている状況も変わっておらず、今後も高齢富裕層は増加するとみられる。
- 本稿では、相続税のデータを利用して高齢富裕層の地域分布の把握を試みた。また、贈与税のデータを利用して、将来高齢富裕層の相続人となり得る人々の地域分布の把握も試みた。結果として両者の分布は似通っており、高齢富裕層の資産は相続後も同じ地域内に残る可能性が示唆された。
- 高齢富裕層が増加する中で、金融ビジネスにおける富裕層向けビジネスの重要性も高まるだろう。富裕層の分布やニーズを把握し、適切なアプローチを行う必要がある。

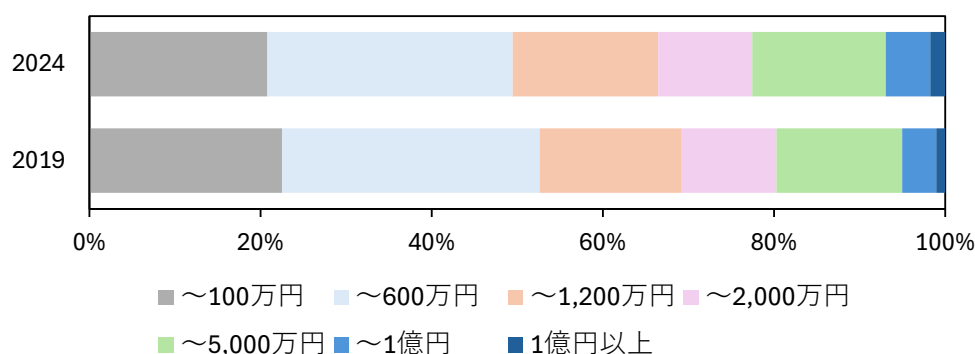
富裕層は増加している

2026 年 8 月 28 日に、「令和 6 年全国家計構造調査」における、資産に関する結果が総務省より公表された。金融資産額階級ごとに全世帯に占める割合を示したのが図表 1 だ。

「貯蓄から投資へ」の動きが進む中、2019 年調査から家計の金融資産保有率・有価証券保有率はともに上昇した。全世帯に占める金融資産 100 万円未満の世帯の割合も前回の 22.5%から 20.8%に低下しており、各世帯が保有する金融資産の底上げが進んでいるといえる。

一方、2019 年から 2024 年の株価上昇の影響もあり、金融資産 5,000 万円以上 1 億円未満の世帯（本稿では準富裕層と呼ぶ）の割合が前回の 4.2%から 5.2%に、同 1 億円以上の世帯（本稿では富裕層と呼ぶ）の割合が前回の 1.0%から 1.7%にそれぞれ上昇した。2024 年以降も株価の上昇が続いており、足元ではさらに富裕層・準富裕層の割合が上昇している可能性がある。

図表 1 各金融資産額階級の比率



（出所）総務省「全国家計構造調査」より大和総研作成

こうした富裕層については、かねて高齢層の割合が高いことが指摘されている¹。そのような高齢富裕層がどのような地域に分布しているのかを把握することは、金融サービスの需要の分布を把握することにつながるため、重要といえる。

本稿では、まず「令和 6 年全国家計構造調査」の結果から、富裕層の最新の状況について確認する。次に、相続税のデータから、高齢富裕層の地域分布について詳細に分析する。そして最後に、贈与税のデータから、将来的に高齢富裕層の資産がどのような地域に移転するのかについても考察する。

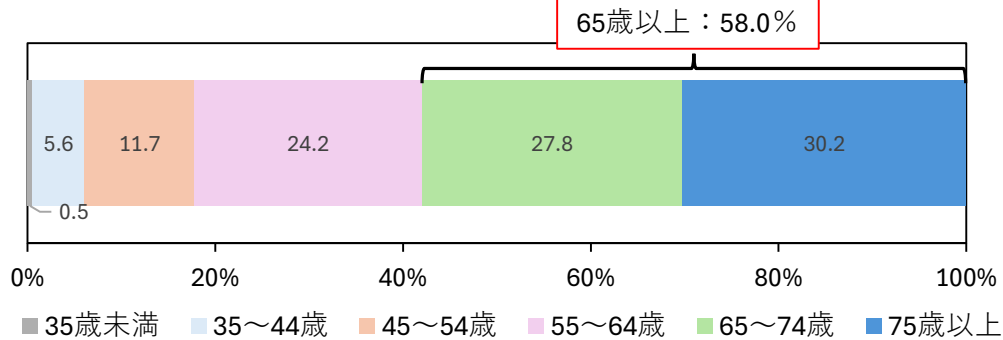
富裕層の概観

ここではまず、富裕層における各年代の割合を確認する。図表 2 を見ると、富裕層の 60%程度を 65 歳以上の高齢層が占めている。集計範囲に準富裕層を加えても、こうした傾向は変わらない。また、2019 年調査の結果と比較すると、他の年代に比べて 55～64 歳の富裕層が大きく

¹ 藤原翼「『日本型』金融資産格差を読み解く」（大和総研レポート、2021 年 11 月 30 日）などを参照。

増加し、富裕層全体に占める割合も前回の 20.6%から 24.2%に高まった。近い将来高齢層となる年代で富裕層が他の年代を上回って増加しており、今後、高齢富裕層はさらに増えていく可能性がある。

図表 2 富裕層における各年代の割合（2024 年）



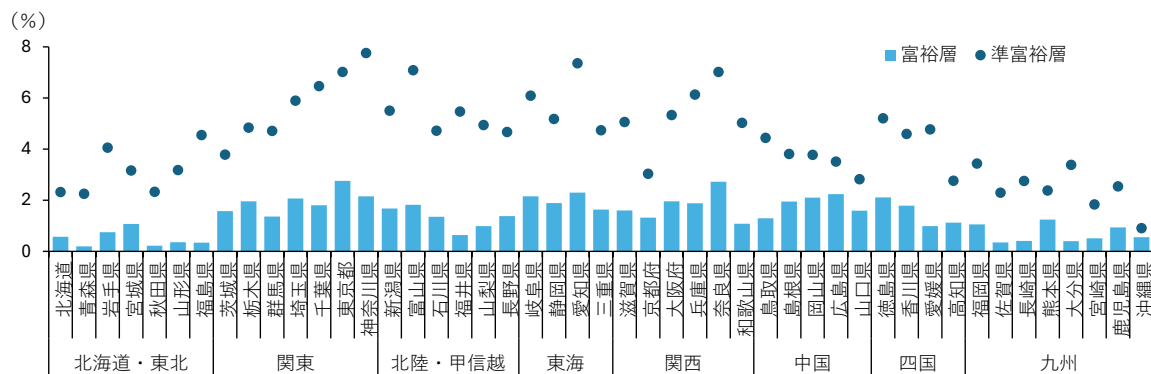
（注）金融資産 1 億円以上の世帯における内訳。各年代は世帯主の年齢によって分けている。

（出所）総務省「令和 6 年全国家計構造調査」より大和総研作成

では次に、都道府県別で富裕層の割合が高いのはどこだろうか。図表 3 には、都道府県別の富裕層および準富裕層の比率を示した。全体として首都圏や中京圏、関西圏などの都市部で富裕層割合が高い一方、北海道・東北地方、九州地方は富裕層割合が低い傾向がある。

ただし、富裕層割合が高ければ準富裕層割合が高いというわけでもないようだ。例えば茨城県と群馬県を比較すると、富裕層の割合は茨城県の方が高いものの、準富裕層の割合は群馬県の方が高く、富裕層・準富裕層の合計では群馬県が高い。富山県では富裕層割合はそれほど高くないが、準富裕層の割合が 7.1%と神奈川県・愛知県に次いで高く、富裕層・準富裕層の合計では全国でも上位だ。中四国に目を向けると、島根県や岡山県、広島県は富裕層割合に比べると準富裕層の割合が他の都道府県より低い。徳島県や香川県が富裕層・準富裕層ともに高い割合となっているのとは異なる傾向だ。

図表 3 各都道府県における富裕層・準富裕層の割合（2024 年）



（注）「富裕層」は金融資産 1 億円以上の世帯、「準富裕層」は金融資産 5,000 万円以上 1 億円未満の世帯。

（出所）総務省「令和 6 年全国家計構造調査」より大和総研作成

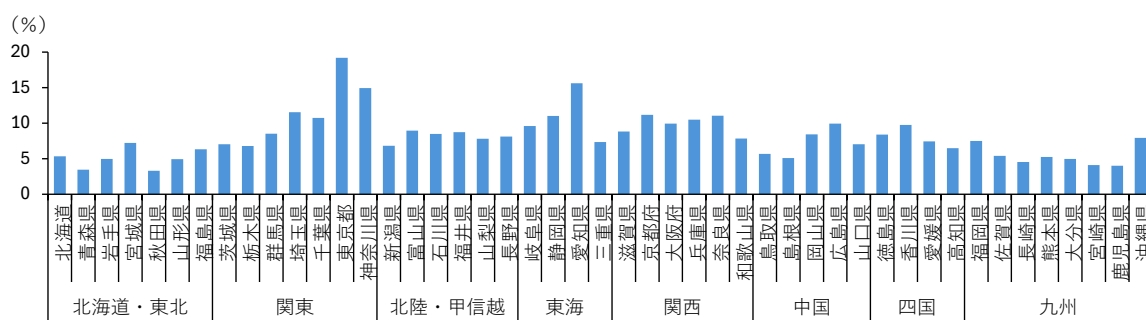
高齢富裕層はどこにいるのか

では次に、より詳細な高齢富裕層の地域分布を見ていきたい。ここでは当社の過去のレポート²を参考に、高齢富裕層の地域分布を示す代理指標として、相続税課税割合（亡くなった人のうち相続税が課税された被相続人数の割合）を用いる。

ただし、この方法で把握できる高齢富裕層の地域分布については、①亡くなった富裕層の分布が存命の高齢富裕層の分布と同様であるという仮定を置いている、②相続税の算定に用いられるのは、実物資産の額と金融資産の額から金融負債の額を控除した資産額であるため、本稿前半で用いた金融資産 1 億円以上という富裕層の基準とは異なる、といった点に注意が必要である。なお、2024 年全国家計構造調査で 65 歳以上における世帯金融資産 1 億円以上の富裕層の割合は 9.7%であるのに対し、同じ 2024 年の日本全体での相続税課税割合は 10.4%³と非常に近い値となっている。

まず、図表 4 には都道府県別の相続税課税割合を示した。都市圏が高い傾向にあることは図表 3 と同様だ。ただし、京都府は関西圏の中では富裕層比率が高くなかったが、相続税課税割合は関西圏で最も高い。沖縄県も、富裕層比率は低いですが、相続税課税割合は九州地方の県などと比べると高めである。前述の通り基準が異なるため単純比較はできないが、図表 3 と図表 4 の違いは、高齢層と若・中年層の富裕層割合の差が他の都道府県に比べて大きいことや実物資産（特に不動産）の評価の違いによるものである可能性がある。

図表 4 各都道府県の相続税課税割合



（注）各都道府県における相続税の課税対象被相続人数を当該都道府県の亡くなった人数で除して算出（いずれも 2022～24 年平均）。

（出所）国税庁「国税庁 統計情報」、厚生労働省「人口動態調査」より大和総研作成

図表 5 には、三大都市圏（東京圏⁴、中京圏⁵、関西圏⁶）とその他の地域のそれぞれで相続税課税割合が高い上位 10 地区を示した。東京圏では東京都の地区が、中京圏では愛知県の地区が、それぞれ上位 10 地区のすべてを占めている。一方、関西圏では大阪府、京都府、兵庫県に

² 森駿介「[高齢富裕層はどこにいるのか](#)」（大和総研レポート、2017 年 9 月 15 日）および、森駿介「[地域の中で高齢富裕層はどこにいるのか](#)」（大和総研レポート、2019 年 4 月 5 日）。

³ 財務省「[相続税・贈与税に係る基本的計数に関する資料](#)」（2026 年 9 月 11 日閲覧）を参照。

⁴ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。

⁵ 愛知県、岐阜県、三重県。

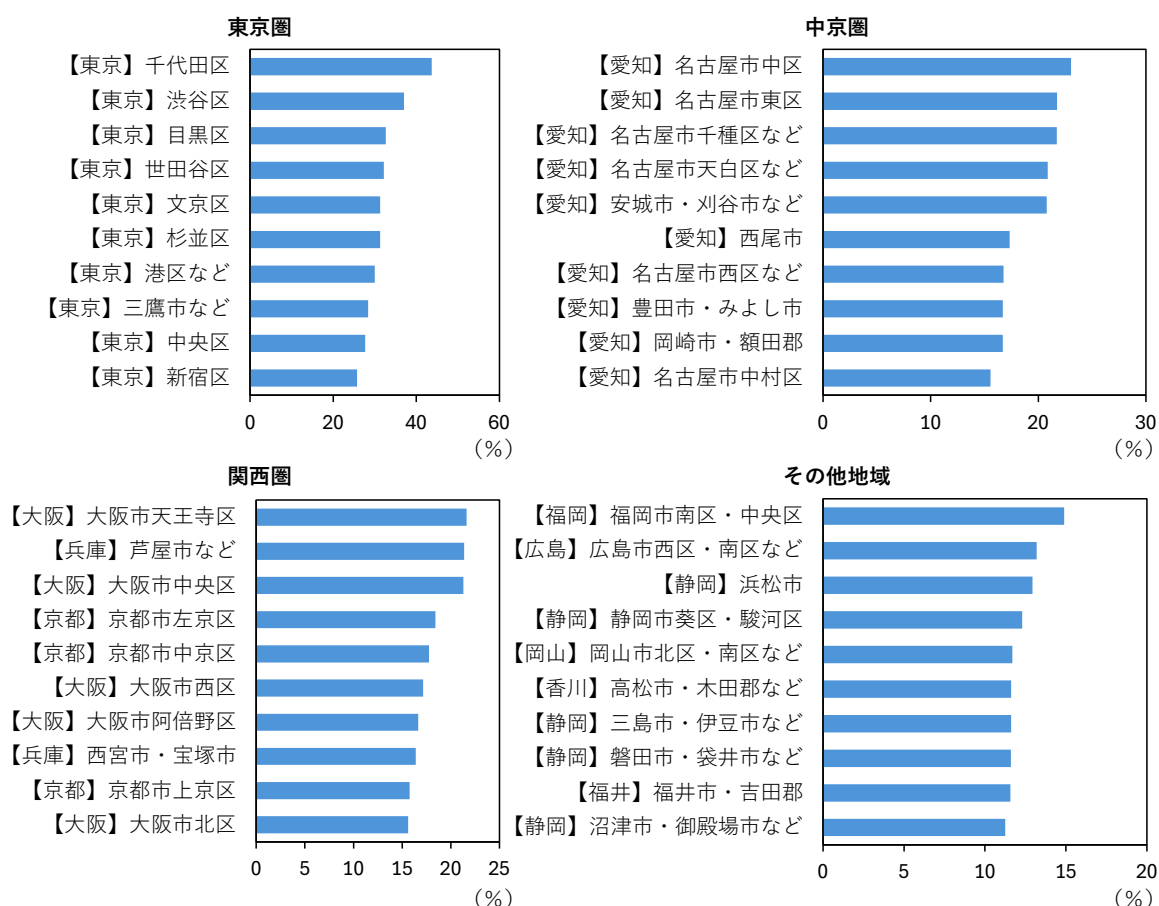
⁶ 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県。

相続税課税割合の高い地区が分散している。

それ以外の地域では、福岡市や広島市をはじめとした各地方の中核都市で相続税課税割合が高い。また、静岡県は上位 10 地区のうち 5 地区を占めており、三大都市圏以外の中では高齢富裕層の多い県と言えそうだ。

こうした分布の傾向は先行研究で示された結果と大きく変わっていない。他方、相続税課税割合そのものを比較すると、各地区で上昇している様子が分かる。こうした点からも富裕層の増加がうかがえる。

図表 5 地域別の相続税課税割合上位 10 地区



(注) 各地区における相続税の課税対象被相続人数を当該地区の亡くなった人数で除して算出（いずれも 2022～24 年平均）。

(出所) 国税庁「国税庁 統計情報」、厚生労働省「人口動態調査」より大和総研作成

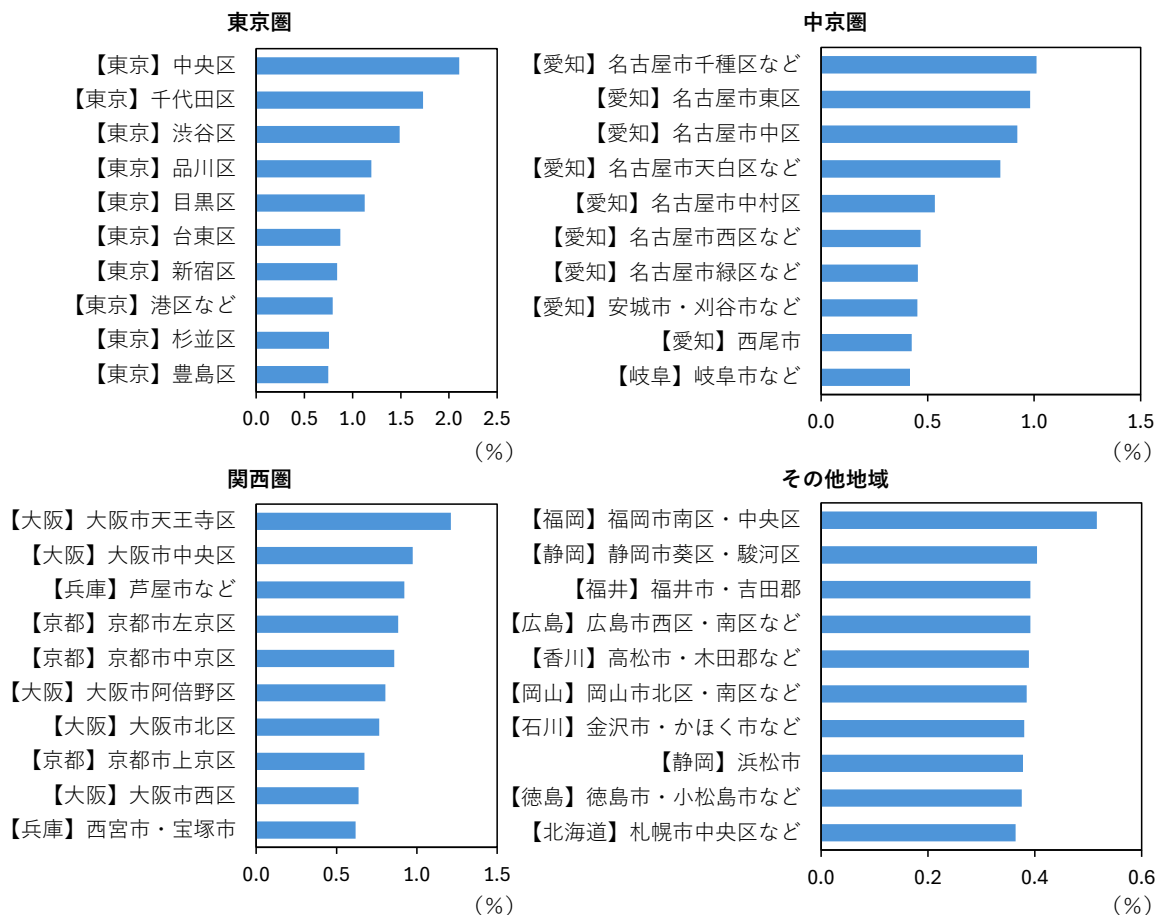
高齢富裕層の資産はどこへ向かうのか

高齢富裕層が増加すると、将来的に相続において多くの資産が移転することになる。では、実際に相続が発生した場合に、その相続財産はどこへ向かうのだろうか。相続税は被相続人の居住地で課税されるため、資産の移転元は分かるものの、移転先は分からない。一方、贈与税は、受贈者（資産を受け取った人）の居住地で課税されるため、資産の移転元は分からないも

の、資産の移転先は分かる。贈与者（資産を贈与する人）は自身の生活に必要な資産は保有した上で贈与を行う程度の余力を持っていると考えられるため、一定の資産を有している可能性が高い。そこで、贈与税の課税人員の分布を現在の富裕層の資産の将来的な相続人の分布の代理指標とし、贈与税の課税人員の比率が高い地域を示して、高齢富裕層の相続資産がどこへ向かうのかについて考察する。なお、贈与税の課税人員とは、基礎控除額（110 万円）を超える贈与を受け取り、贈与税の申告義務がある人のことである⁷。

ただし、この方法で推定される分布については、①贈与者が必ずしも富裕層とは限らない、②富裕層が必ず贈与を行っているわけではない、③受贈者が今後居住地を移転する可能性がある等の点に注意する必要がある。

図表 6 地域別の贈与税課税割合上位 10 地区



（注）各地区における贈与税の課税人員数を当該地区の人口で除して算出（いずれも 2022～24 年平均）。

（出所）国税庁「国税庁 統計情報」、総務省「住民基本台帳に基づく人口」より大和総研作成

図表 6 には、三大都市圏とその他の地域のそれぞれで、贈与税課税対象者割合（人口に占める贈与税の課税対象者の割合）が高い上位 10 地区を示した。前掲図表 5 と見比べると、相続税課税割合の高い地区と贈与税課税割合の高い地区が似通っている。仮に高齢富裕層の相続で、

⁷ 贈与税の申告義務は、暦年課税を適用するか相続時精算課税を適用するかでルールが異なる。詳細は国税庁「[贈与税の申告等](#)」などを参照。

資産の移転元となる地区と移転先となる地区が同じまたは近接しているのであれば、高齢富裕層の多い地区で今後相続が発生したとしても、資産が遠方に移転せず、同一地域内に留まる可能性が相応にあるといえよう。

今後の金融ビジネスへの示唆

高齢化の進行や「貯蓄から投資へ」の進展、資産価格の上昇などによって高齢富裕層はさらに増加していく可能性がある。それに伴い、相続・贈与関連サービス等の富裕層向け金融ビジネスの需要はさらに高まっていくと考えられる。

今回の分析では、高齢富裕層の多い地区を示すと同時に、そうした地区では相続に伴う資産移転も地区内で行われる可能性を示した。高齢富裕層の増加傾向やその分布の傾向が今後も同じように続くとすれば、その需要を取り込むべく、店舗・人員等のリソース拡充に取り組むことは重要だろう。

また、サービスや商品の強化も欠かせない。金利の上昇やインフレなど経済金融環境の変化が進む中で、長生きリスクへの備えや遺産を増やすための運用、相続税を抑えるための生前贈与の活用など、金融サービスや商品へのニーズは多様化していくだろう。こうしたニーズの変化を柔軟に捉え、高齢富裕層に適切にアプローチしていくことが、今後の金融ビジネスの鍵となるだろう。